

令和7年度（令和6年度実績） 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 庄内町役場

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 <small>（男性の給与に対する女性の給与の割合）</small>	
任期の定めのない常勤職員	89.7	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.2	%
全職員	76.6	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 <small>（男性の給与に対する女性の給与の割合）</small>	
本庁課長相当職	98.4	%
本庁課長補佐相当職	99.7	%
本庁係長相当職	92.5	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 <small>（男性の給与に対する女性の給与の割合）</small>	
36年以上	97.7	%
31～35年	93.8	%
26～30年	90.6	%
21～25年	99.6	%
16～20年	93.7	%
11～15年	94.0	%
6～10年	86.5	%
1～5年	90.2	%

【説明欄】

○扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合が65.9%である。

○性別ごとの全職員数に占める「人気の定めのない常勤職員」の割合が、男性73.6%に対して女性が54.9%となっており、女性の中で「人気の定めのない常勤職員以外の職員」は半数に近い割合となっている。女性職員には相対的に給与水準の低い会計年度年度任用職員が多くいるため、全職員で男女の給与の差異を比較した場合、男性職員の平均の方が高くなっている。